

## (社)日本経営工学会の会員の皆様へ

### 財団法人日本学会事務センターの倒産に際して

会長 黒田 充

(財)日本学会事務センター(以下、事務センター)は8月6日、東京地方裁判所へ民事再生申請を行いました。裁判所は直ちに保全管理命令を出し、事務センターは保全管理人の管理下に置かれました。しかし、裁判所は「経営者がそのまま事業を続けながら再建をめざすことが可能」(民事再生法適用の条件)とは判断せず、8月9日、民事再生申請を棄却しました。事務センターは当面業務を継続しますが、それは各学会への事務引き継ぎや残務整理の様相を呈する可能性が非常に強くなりました。このような事態は、7月に行われた事務センター役員による説明とは全く異なり、極めて遺憾であり、憤激に堪えません。

当学会理事会では、7月16日に事務センター役員から直接説明を受け、直後の理事会で当面の対応を決め、継続して情報を収集してきました。

8月2日に事務センターからの送金が突然停止されたのを受け、当学会理事会では、8月3日に第1四半期監査を行い、万一の事態に備え、先行して対策をとって参りました。その結果、当学会の資産への影響は最悪の場合でも数十万円規模に止まり、大半が保全された状態にあります。日本経営工学会論文誌および経営システム誌は従来通りに発行できますし、秋季研究大会も予定通り開催できます。事務センターの倒産によって当学会の活動が阻害されることはありません。当学会理事会および各種委員会が協力して全力でそのための万全の手はずを整えております。

今回の東京地裁による事務センター民事再生申請棄却決定を受け、当学会理事会としては事務局の移設を含めた根本的な対応を次のように取りたく存じます。

会員の皆様には、ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

- (1) 事務センターに代わる新しい事務局を設置します。そのための交渉を開始し、可能な限り速やかに事務の移転作業を行います。それまでは事務センターに事務の継続を求めます。
- (2) 事務局の移転が完了するまでの間は、以下のように対応します。
  - (a) 当学会への送金先口座(銀行、郵便局)を独自に設け、当学会が口座を直接管理します。その準備が整うまで、現在の事務センター宛口座への送金はすべて停止して下さい。
  - (b) 学会誌刊行センターへの支払体制を当学会の責任で整え、日本経営工学会論文誌および経営システム誌を従来通りに発行していきます。
  - (c) 学会ユーティリティセンターで発送作業ができない場合には、当学会が発送業務を別途委託します。
  - (d) 入会金・年会費の取扱業務は学会が独自に行います。当学会への入退会受付窓口をできるだけ早く事務センターから新しい学会事務局へ移します。
  - (e) 秋季研究大会をはじめ大会関係の業務を事務センターから引き継ぎ、参加費等取扱業務は当学会で独自に行います。
  - (f) 支部への交付金支払いは当学会が支部へ直接行います。
  - (g) 学会ホームページをできるだけ早く新しい事務局等へ移転します。ホームページの公募は予定通り実施します。

今後も迅速にできる限りの情報をホームページ、メーリングリスト、郵送物などを通じてお伝え致します。

以上